

## 輝けやまがた若者大賞授賞要綱

### (目的)

第1条 輝けやまがた若者大賞は、本県の地域活性化に寄与する若者の優れた功績・成果及び地道な取り組みを顕彰することにより、若者のやる気や自信を創出し、若者が活躍できる風土づくりの推進に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 顕彰対象者は、本県や県内各地域を元気にする活動に自主的かつ積極的に取り組んでいる個人又は団体・グループで、原則として次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

#### (1) 個人

- ①県内に居住する18歳以上40歳未満で、活動期間が概ね5年以上あること。
- ②本県出身又は本県に居住したことがある者（以下「本県出身者等」という。）で、県外に居住する18歳以上40歳未満で、活動期間が概ね5年以上あること。

#### (2) 団体・グループ

- ①県内に活動拠点を有する2人以上の団体・グループで、その過半数が18歳以上40歳未満の者であり、活動期間が概ね5年以上あること。
- ②県外に活動拠点を有する本県出身者等が中核となっている2人以上の団体・グループで、その過半数が本県出身者等の18歳以上40歳未満の者であり、活動期間が概ね5年以上あること。

### (対象となる活動)

第3条 対象となる活動は、まちづくり・地域づくり、子育て・教育・文化・スポーツ、農林水産業・商工業・観光、保健・医療・福祉、環境・エネルギーなど様々な分野で、若者の自主的な活動が地域の活性化に寄与し、地域で高く評価されているものとする。

### (対象期間)

第4条 顕彰を実施する前年度における第3条に規定する活動を対象とする。

### (手続き等)

第5条 子育て推進部長（以下「部長」という。）は、毎年市町村長ほか関係機関及び県民（以下「市町村長等」という。）へ周知及び推薦を依頼する。市町村長等は該当する者がいるときは、推薦調書（別紙様式）により推薦するものとする。ただし、県内に活動拠点を有する団体・グループにおいては自薦も認める。

2 推薦に関する事項は別に定める。

### (選考及び決定)

第6条 部長は、第5条により推薦された者がいるときは、選考を行い受賞者を決定する。

2 選考に関する事項は別に定める。

### (授与の方法)

第7条 知事は、毎年1回受賞者に対し、賞状及び副賞を授与する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年4月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

## 輝けやまがた若者大賞に関する推薦にあたっての留意事項等について

### 第1 授賞の対象となる活動の例について

- ①中心商店街活性化事業の企画実施、地域づくり活動実施など
- ②子育て支援活動、文化イベントの企画実施、各種スポーツの指導など  
※文化・スポーツについては、地域の方と協働した地域活性化や地域貢献活動等を対象とする。（いわゆる競技成績優秀者等卓越した個人の技量に着目するものではない。）
- ③地域新商品の開発や販路の拡大、観光誘客活動など
- ④福祉・医療ボランティアなど
- ⑤環境美化活動、リサイクル運動、自然エネルギーの普及活動など

### 第2 授賞の対象外となる活動等について

- ①宗教活動や政治活動
- ②暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下での活動
- ③教育機関において、指導者（教員）の指導の下で行われているおける授業、ゼミ、研究活動及び部活動
- ④同一の活動で、授賞前年度及び当年度に、県若者活躍・男女共同参画課が行う県補助事業の採択・助成を受けている活動

### 第3 活動期間について

「活動期間が概ね5年以上」とは、「申請時点で活動期間が4年を超えるもの」とする。

### 第4 対象者の推薦について

市町村長のほか推薦を行うことができる者は下記のとおりとする。

- ①県内の居住者
- ②県内に所在する各種団体（若者グループも含む）・企業、県庁・各総合支庁各課  
※自薦については県内に活動拠点を有する団体のみ